

成田市災害復興住宅資金利子補給金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、住宅の全部又は一部に災害を受けた者又はその親族（以下「被災者等」という。）が金融機関から災害復興住宅資金の融資を受けた場合において、市が当該災害復興住宅資金の利子の一部に相当する利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することにより、住宅の災害復興を促進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風，豪雨，豪雪，洪水，地震，落雷その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行，協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び独立行政法人住宅金融支援機構と提携し住宅ローンを販売している保険会社等をいう。
- (3) 災害復興住宅資金 次のいずれかに該当するものに要する費用に充てるため金融機関から融資を受ける資金をいう。
 - ア 災害を受けた住宅に代わる住宅の建設又は購入
 - イ 災害を受けた住宅の補修
 - ウ アに規定する建設又は購入に必要な土地の取得

(対象者)

第3条 利子補給金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する被災者等（個人に限る。）とする。

- (1) り災していることの証明を地方公共団体の長から受けた住宅（以下「被災住宅」という。）を自己又は親族が所有する者で、災害発生時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していたもの
- (2) 被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を市内で行う者又は市内の被災住宅の補修を行う者
- (3) 災害復興住宅資金について、令和元年9月9日以後に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、令和2年3月31日までに融資の実行を受けた者
- (4) 利子補給金の交付を受けようとする融資について、同様の利子補給に係る補助金等を他の地方公共団体から受けていない者又は受けようとしていない者

(交付の対象となる融資額)

第4条 利子補給金の交付の対象となる災害復興住宅資金の融資額（以下「利子補給対象融資額」という。）は、1,500万円を限度とする。

(交付の対象となる災害等)

第5条 利子補給金の交付の対象となる災害、利子補給率及び利子補給の期間は、別表に定めるとおりとする。

2 利子補給金の額は、利子補給対象融資額の返済について月単位で算定した借入金の額の残高（延滞した返済額を除く。）に対し、別表の利子補給率の欄に定める利子補給率を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、利子補給の対象となる支払利子が利子補給率に相当する額を下回った場合は、支払った利子の額とする。

(算出期間)

第6条 利子補給金の交付の額を算出する期間は、災害復興住宅資金の融資を受けた者が金融機関に返済を行った場合における毎年1月1日から12月31日までとする。

(申込み等)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、金融機関に融資の申込みをしたときは、速やかに災害復興住宅資金利子補給金申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第1号から第3号までに掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 被災住宅の居住者全員の住民票の写し
- (2) 申込者と被災住宅の所有者及び居住者の親族関係の分かる書類
- (3) 地方公共団体の発行するり災証明書
- (4) 被災住宅の登記事項証明書
- (5) 被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入又は被災住宅の補修に係る見積書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、利子補給金の交付対象の可否を決定し、災害復興住宅資金利子補給金交付対象決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申込みをした者に通知するものとする。

(融資状況等の報告)

第8条 前条第2項の規定により利子補給金の交付対象の決定を受けた者（以下「利子補給対象決定者」という。）は、金融機関と災害復興住宅資金に係る金銭消費貸借契約を締結し、融資が実行されたときは、災害復興住宅資金

融資実行報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 災害復興住宅資金に係る金銭消費貸借契約書の写し

(2) 金融機関の発行する償還予定表の写し

（変更の申込み等）

第9条 利子補給対象決定者は、第7条第1項の規定による申込みの内容を変更しようとするときは、速やかに災害復興住宅資金利子補給金変更申込書（別記第4号様式）に同項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申込みがあったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、災害復興住宅資金利子補給金変更決定・却下通知書（別記第5号様式）により当該申込みをした利子補給対象決定者に通知するものとする。

（交付の申請等）

第10条 利子補給金の交付の申請をしようとする利子補給対象決定者は、1月1日から12月31日までの期間に支払った利子については翌年の2月15日までに災害復興住宅資金利子補給金交付申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めるときは、第2号に掲げる書類を省略させることができる。

(1) 災害復興住宅資金返済状況報告書（別記第7号様式）

(2) 金融機関の発行する支払利息証明書

2 前項の規定による申請をもって、当該申請に係る実績の報告があったものとみなす。

（交付の決定等）

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定し、災害復興住宅資金利子補給金交付決定・却下通知書（別記第8号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

（交付の請求）

第12条 前条第1項の規定により利子補給金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、利子補給金の交付を受けようとするときは、災害復興住宅資金利子補給金交付請求書（別記第9号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、利

子補給金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 金融機関から災害復興住宅資金の繰上げ償還を請求されたとき。
- (2) 災害復興住宅資金をその目的に反して使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第11条第2項の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に利子補給金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年9月9日から適用する。

別表

交付の対象となる災害	利子補給率	利子補給の期間
令和元年9月9日の令和元年台風第15号	年利3パーセント（金融機関からの融資利率が年利3パーセント未満の場合にあっては、当該融資利率）。ただし、金融機関からの融資利率が変動した場合において、利子補給率に変動があるときは、年利3パーセントを上限として変動後の利子補給率とする。	災害復興住宅資金の融資を受けた日から5年以内の日までの期間で、かつ、第10条第1項本文に規定する申請の期限に対応する災害復興住宅資金に係る利子の支払をした期間

[別記様式 略]